

高等学校教諭専修/一種免許状（工芸）の取得方法

免許法第6条別表第4

平成28年改正法適用

1 必要とする教員免許状及び所要単位数

確認欄：一般的包括的内容を満たす場合に○を付ける

所要資格		申請免許種類		高等学校教諭免許状			
		専修※1	一種				
必要とする同一学校種の 他教科の教員免許状		専修免	専修免	既修得単位		要修得 単位数	
		一種免	一種免	確 認 欄	単 位 数		
最低修得単位数 (法定科目名)	教科に関する専門的事項に関する科目	図法・製図	1	1			
		デザイン	1	1			
		工芸制作(プロダクト制作を含む。)	1	1			
		工芸理論・デザイン理論・美術史 (鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。) 注1	1	1			
		小計	20	20	—		
	各教科の指導法に関する科目	4	4				
	大学が独自に設定する科目	24	—	—			
		48	24	—			

※1 専修免許状（工芸）を取得する者が、一種免許状（工芸）を既に有する場合、専修免許状の取得に必要な単位数から一種免許状に定める単位数を差し引くことができます。

2 単位修得に当たっての注意事項

- 教科及び教職に関する科目の単位は、必ず

取得する教育職員免許状の認定課程（国から認定を受けた課程）**のある大学等**で修得してください。

また、大学が独自に設定する科目の単位は、**大学院の課程**又は**大学の専攻科の課程**で修得してください。

（免許法認定講習・公開講座・通信教育でも修得することができます。）

- 教科に関する専門的事項に関する科目の単位を修得する際は、**一般的包括的な内容を含めて1単位以上**修得し、かつ区分(専修、一種及び二種)に応じて、小計欄の単位数を修得してください。

※一般的包括的な内容は各大学で設定が異なるため、複数の大学の単位を合わせて満たすことはできません。

〈例〉図法をA大学で修得し、製図をB大学で修得

〈例〉工芸制作(プロダクト制作を含まない。)をA大学で修得し、プロダクト制作のみをB大学で修得

⇒ これらは一般包括を満たしません。

〈注1〉工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）の科目は、**全ての内容を同一の大学で修得しなければ、一般的包括的内容を満たしたことはありません。**